

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法第18条の2においては、「解雇は、A 場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定されている。
- 2 労働基準法第38条の4の規定によるいわゆる企画業務型裁量労働制を適用するに当たっては、同条第1項に規定する委員会において、同項第4号に定める事項、すなわち、「対象業務に従事する対象労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること」等を決議することが求められており、同条第4項において、同条第1項の規定による決議の届出をした使用者は、労働基準法施行規則第24条の2の5の規定により、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況について、同条第1項に規定する決議が行われた日から起算してB、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととされている。
- 3 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(一定の労働契約については5年)を超える期間について締結してはならないこととされている。そこで、例えば、システムエンジニアの業務に就こうとする者であって、一定の学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業し、就こうとする業務に一定期間以上従事した経験を有し、かつ、労働契約の期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額を1年当たりの額に換算した額がCものとの間に締結される労働契約にあつては、5年とすることができる。

選択肢

- ① 1年以内ごとに1回
- ② 2年以内ごとに1回
- ③ 6か月以内ごとに1回
- ④ 6か月以内に1回、及びその後1年以内ごとに1回
- ⑤ 1000万円を上回る
- ⑥ 1025万円を上回る
- ⑦ 1050万円を下回らない
- ⑧ 1075万円を下回らない
- ⑨ 勧告
- ⑩ 勧奨
- ⑪ 危険及び健康障害を防止するようにし
- ⑫ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない
- ⑬ 客観的に相当な理由を欠き、社会通念上合理的であると認められない
- ⑭ 指示
- ⑮ 指導
- ⑯ 職場における安全衛生水準の向上に努め
- ⑰ 職場における労働者の安全と健康を確保するようにし
- ⑱ 信義に反し、社会通念上相当であると認められない
- ⑲ 正当な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない
- ⑳ 労働災害の防止を図ら

第38回(平成18年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準	
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。	
①	選択式試験は、総得点22点以上かつ各科目3点以上（ただし、労基法及び安衛法、労災保険法、雇用保険法、社保一般常識、厚生年金保険法は2点以上）である者
②	択一式試験は、総得点41点以上かつ各科目4点以上（ただし、労基法及び安衛法、労働社保一般常識は3点以上）である者
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。	
(2) 配点	
①	選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
②	択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑫	③	⑧	⑰	⑩	B	A	C	B	B	E	D	B	A	C